議案第９４号

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１２月１日

提出者　　瑞穂町長　　山　﨑　　栄

（提案理由）

道路占用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町道路占用料徴収条例（平成１５年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表法第３２条第１項第１号に掲げる工作物の部中「２８０」を「２９０」に、「４４０」を「４５０」に、「５９０」を「６１０」に、「２５０」を「２６０」に、「４１０」を「４２０」に、「５６０」を「５８０」に、「２５」を「２６」に、「１５０」を「１６０」に、「５１０」を「５３０」に改め、同表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の部中「１０」を「１１」に、「１５」を「１６」に、「２３」を「２４」に、「３１」を「３２」に、「４６」を「４８」に、「６２」を「６４」に、「１００」を「１１０」に、「１５０」を「１６０」に、「３１０」を「３２０」

に改め、同表法第３２条第１項第３号に掲げる施設の部中「５１０」を「５３０」に改め、同表法第３２条第１項第４号に掲げる施設の部中「２５０」を「２６０」に改め、同表法第３２条第１項第５号に掲げる施設の部中「７６０」を「７９０」に改め、同表道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件の部中「４１０」を「４２０」に改め、同表令第７条第２号に掲げる工作物の項中「５１０」を「５３０」に改め、同表令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる仮設収容施設の項中「５１０」を「５３０」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

瑞穂町道路占用料徴収条例　新旧対照表

新

第1条から第6条　略

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	290
	第2種電柱		450
	第3種電柱		610
	第1種電話柱		260
	第2種電話柱		420
	第3種電話柱		580
	その他柱類		26
	略	略	略
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	260
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	530
	略	略	略
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	530
法第32条第	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	11

旧

第1条から第6条　略

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	280
	第2種電柱		440
	第3種電柱		590
	第1種電話柱		250
	第2種電話柱		410
	第3種電話柱		560
	その他柱類		25
	略	略	略
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	250
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	150
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	510
	略	略	略
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510
法第32条第	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	10

1項第2号に掲げる物件	満のもの	につき1年	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		32
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		48
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		64
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		160
	外径が1メートル以上のもの		320
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方	530

1項第2号に掲げる物件	満のもの	につき1年	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		23
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		31
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		46
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		62
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150
	外径が1メートル以上のもの		310
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方	510

			メートルにつき1年	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	260
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略		占用面積1平方メートルにつき1年	略
	その他のもの			790
略	略		略	略
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	略		略	略
	標識		1本につき1年	420
	略	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつ	530

			メートルにつき1年	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	250
法第32条第1項第5号に掲げる施設	略		占用面積1平方メートルにつき1年	略
	その他のもの			760
略	略		略	略
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	略		略	略
	標識		1本につき1年	410
	略	略	略	略
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつ	510

	き1年	
略	略	略
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年	530

備考

1　金額の単位は、円とする。

2　第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3　第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

5　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

6　Aは、近傍類似の土地の時価を表すも

	き1年	
略	略	略
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年	510

備考

1　金額の単位は、円とする。

2　第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3　第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

5　表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

6　Aは、近傍類似の土地の時価を表すも

のとする。 7　表示面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。 8　占用の期間は、暦により計算し、占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 9　占用料の額は、占用料の欄に定める金額に占用の期間を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。 附　則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。	のとする。 7　表示面積若しくは占用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算し、占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。 8　占用の期間は、暦により計算し、占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 9　占用料の額は、占用料の欄に定める金額に占用の期間を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。